

多治見市駅北・駅南ロータリー駐車場及び 多治見市駅東原動機付自転車駐車場の指定管理者公募要領

多治見市では、多治見市駐車場及び多治見市原動機付自転車駐車場について、平成 18 年 4 月 1 日から「多治見市駐車場条例」(昭和 51 年条例第 46 号)及び「多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例」(昭和 57 年条例第 9 号)に基づき指定管理者による管理運営制度を導入しています。

現在の指定管理者の指定期間が、令和 2 (2020) 年 3 月末をもって終了することから、標記駐車場等の新たな指定管理期間となる同年 4 月 1 日以降の指定管理者候補団体を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)
- (3) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 16 年条例第 26 号)
- (4) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 (平成 16 年規則第 62 号。以下「手続規則」という。)
- (5) 多治見市駐車場条例 (昭和 51 年条例第 46 号)
- (6) 多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 (昭和 57 年条例第 9 号)
- (7) 多治見市駐車場条例施行規則 (昭和 52 年規則第 8 号)
- (8) 多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和 57 年規則第 17 号)
- (9) 多治見市行政手続条例 (平成 9 年条例第 1 号)
- (10) 多治見市個人情報保護条例 (平成 8 年条例第 25 号)
- (11) 多治見市情報公開条例 (平成 9 年条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。)
- (12) 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号)
- (13) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)
- (14) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
- (15) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (16) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (17) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (18) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (19) その他管理運営に適用される法令

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。なお、改正に伴い、著しく費用が増減する場合や市が業務内容を変更した場合にあっては、協議により定めま

1 対象施設

設置目的

自動車及び原動機付自転車に係る道路環境を整備し、もってこれらの交通に係る事故防止と交通の円滑化を図り、かつ、利用者の利便の増進に役立てるものです。

各施設の概要は、以下のとおりです。

(1) 名称 多治見市駅北ロータリー駐車場

ア. 所在地 多治見市白山町1丁目253番地

イ. 施設概要

① 沿革 竣工 平成16年3月

供用開始 平成16年4月

② 構造 アスファルト舗装（平面広場式）

③ 敷地面積 640 m²

④ 駐車台数 14台

ウ. 有人無人対応 無人対応（無人有料駐車制御装置）

エ. 利用実績（3カ年分）

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
一般利用	定期利用	一般利用	定期利用	一般利用	定期利用
2,144台	—	2,637台	—	2,374台	—

(2) 名称 多治見市駅南ロータリー駐車場

ア. 所在地 多治見市本町1丁目無番地

イ. 施設概要

① 沿革 竣工 昭和54年7月

供用開始 昭和54年8月

② 構造 アスファルト舗装（平面広場式）

③ 敷地面積 314 m²

④ 駐車台数 10台

ウ. 有人無人対応 無人対応（無人有料駐車制御装置）

エ. 利用実績（3カ年分）

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
一般利用	定期利用	一般利用	定期利用	一般利用	定期利用
5,579台	—	5,409台	—	5,654台	—

※多治見駅南地区第一種市街地再開発事業との兼ね合いで、一時的に閉鎖されたり、形状変更が行われる可能性があります。

(3) 名称 多治見市駅東原動機付自転車駐車場

ア. 所在地 多治見市本町2丁目70番地の1

イ. 施設概要

① 沿革 竣工 昭和57年3月

供用開始 昭和57年4月

② 構造 鉄骨造平屋建片流れ屋根、床コンクリート

③ 敷地面積 109 m²

④ 駐車台数 29台

ウ. 有人無人対応 無人対応

エ. 利用実績（3カ年分）

平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
一般利用	定期利用	一般利用	定期利用	一般利用	定期利用
—	198 台	—	174 台	—	154 台

2 管理の基準

(1) 供用時間

午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）

(2) 供用の休止

各駐車場の整備その他の理由により、市長が必要であると認めるときは、指定管理者と協議し駐車場の全部又は一部の供用を休止することができます。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 各駐車場の利用許可及び利用制限に関する業務
- (2) 利用料の徴収に関する業務
- (3) 各駐車場の維持管理に関する業務
- (4) 各駐車場の利用率向上に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (6) その他仕様書のとおり

4 指定期間

令和 2（2020）年 4 月 1 日から令和 5（2023）年 3 月 31 日まで（3 年間）

※多治見駅南地区第一種市街地再開発事業との兼ね合いで一時的に駅南ロータリー駐車場が使えなくなる可能性があります。

5 利用料金等

各駐車場の利用料金は指定管理者の収入となります。

指定管理者は所定の施設使用料を市に納めます。

6 応募資格

(1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)で、本施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している団体

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができない。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第 92 条の 2、法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）若しくは法第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体
- ② 施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体
- ③ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた後 2 年を経過していない団体
- ④ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に

掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(3) その他

指定管理期間中は、市内で多治見駅まで概ね10分以内に到着できる場所に緊急対応や駅東原動機付自転車駐車場の定期利用許可及び定期利用料の徴収等を行う事業所（出先機関や協力企業を含む）を設置する必要があります。

7 公募要領の配布

(1) 配布場所

多治見市役所経済部産業観光課にて配布します。

〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15

(2) 配布期間

令和元（2019）年5月31日（金）～6月28日（金）※土・日を除く

(3) 配布時間

午前9時～午後5時

(4) 配布方法

上記配布場所にて配布します。多治見市ホームページからもダウンロードできます。

8 配布資料

(1) 指定管理者指定申請書(様式1)

(2) 法人等概要書(様式2)

(3) 主要業務実績一覧表(様式3)

(4) 誓約書(様式4)

(5) 多治見市駅北・駅南ロータリー駐車場及び多治見市駅東原動機付自転車駐車場の指定管理者公募要領 ※本書

(6) 多治見市駅北・駅南ロータリー駐車場及び多治見市駅東原動機付自転車駐車場指定管理者仕様書

9 質疑

(1) 提出期限

令和元（2019）年6月7日（金）午後3時必着

(2) 提出様式

任意とします。

(3) 提出方法

文書にて産業観光課に提出してください。持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかでご提出ください。口頭による質問は受け付けません。

(4) 回答方法

質問の内容は質問者に文書にて回答します。また、提出期限までに提出された全ての質問及び回答については、令和元（2019）年6月14日（金）までにホームページ上で公開します。

【問い合わせ先】

多治見市役所経済部産業観光課

電話：0572-22-1252 FAX：0572-25-3400

E-mail：sangyokanko@city.tajimi.lg.jp

10 申請の手続

「1. 対象施設」に示した自動車駐車場及び原動機付自転車駐車場を一括管理とします。単体施設での申請はできません。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（手続規則「別記様式第1号」）
- イ 指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 指定管理者の指定を受けるための申請書を提出する日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- エ 現事業年度の前の事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- オ 現事業年度の前の事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）
- カ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- キ 現在行っている業務の概要を記載した書類
- ク 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、非法人にあつては当該法人の代表者の身分証明書
- ケ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- コ 駐車場の管理実績及び駐車場経営実績年数がわかるもの（実績がある場合）
- サ 手続規則第3条第1項第2号に該当していない旨を記載した誓約書（手続規則「別記様式第2号」）
- シ 手続規則第4条第3項第5号に規定する書類
- ス 指定の期間内において多治見駅まで概ね10分以内に到着できる場所に事業所（出先機関や協力企業を含む）を有することを証する書類

(2) 提出部数

正本1部、副本10部の合計11部を提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(3) 提出期限

令和元（2019）年6月28日（金）午後5時まで

※必ず提出日と時間を厳守してください。

(4) 提出方法

直接、多治見市役所経済部産業観光課へ持参してください。郵送は不可とします。

(5) 申請に関する費用負担

申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(6) 提出書類等の公表

申請書類等は、複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

(7) 申請書類等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

11 指定管理者候補者団体の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づき申請資格を確認の上、選定委員会にてプロポーザルにより選定を行います。なお、申請者は令和元（2019）年7月22日（月）開催予定の選定委員会に出席を求めます（詳細は後日連絡）。

(2) 審査基準等

ア 提案内容の妥当性

イ 中心市街地活性化や街のにぎわいづくりに資する事業提案がなされているか

※評価項目及び配点は次のとおり

評価項目		配分点数
ア 提案内容の妥当性について		80
①	駐車料金（時間貸・月極など）の設定額についての考え方	15
②	サービスの向上・利用者増についての考え方	10
③	維持管理業務・管理運営業務に対する考え方	15
④	安全管理・リスク分担に対する考え方	10
⑤	平等・公平な利用の確保についての考え方	5
⑥	施設運営方針の妥当性（利用者の要望・苦情対応、個人情報保護等）	5
⑦	収支計画の妥当性	10
⑧	運営体制の妥当性	5
⑨	申請事業所の経営状況、駐車場運営管理の実績	5
イ 中心市街地活性化や街のにぎわいづくりに資する事業提案がなされているか		20
①	中心市街地のにぎわいづくりに資する事業提案	10
②	中心市街地の商業振興に資する事業提案	5
③	中心市街地の利便性向上に資する事業提案	5
合計…		100

1.2 施設使用料の支払い

指定管理者は、毎年度次のとおり多治見市に施設使用料を支払うものとします。

	金 額
年 額	1年間の利用料金総額から5,000千円を減じた額の2割

※多治見駅南地区第一種市街地再開発事業との兼ね合いで一時的に駅南ロータリー駐車場が使えなくなる可能性があります。利用停止期間が一週間を超える場合の補償は、甲乙協議して決定します。

1.3 選定結果の通知及び公開

プロポーザル終了後、委員会において、本要領の審査基準に基づき審査を行い、選定結果は令和元（2019）年8月中を目途に全プロポーザル参加団体に通知するとともに、審査結果についてホームページで公開する。

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、多治見市議会の議決が必要です。選定した指定管理者候補団体を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、可決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

多治見市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

15 業務開始前に実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず多治見市役所経済部産業観光課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、多治見市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補団体として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補団体としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

ア 多治見市議会において指定に係る議案が否決されたとき。

イ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

カ 要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

16 その他（留意事項）

(1) 市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う多治見市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(2) 指定管理者として指定された後、指定期間前に、従事予定者に対して、一定期間研修並びに事務及び事業の引継ぎを行います。なお、令和2（2020）年3月31日以前に引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

以上